②外国商品市場取引の状況　（単位：数量）

商品又は商品指数	取引の種類	委　託	自　己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

③店頭商品デリバティブ取引の状況　（単位：数量）

商品又は商品指数	取引の種類	媒介等	自　己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

（記載上の注意）

1．印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。

2．「1．主要勘定残高」については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。

3．「1．⑴貸借対照表」及び「1．⑵損益計算書」については、商品先物取引業者（令第28条各号に掲げる者を除く。）が記載すること。「1．⑶その他」については、商品先物取引業者（令第28条各号に掲げる者に限る。）が記載すること。

4．「2．純資産額規制比率」については、法第211条に規定する商品先物取引業を行う商品先物取引業者のみが記載すること。純資産額規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。

5．「3．委託者等資産保全措置の状況」については、委託者等からの預り金等を預金として取り扱っている者においては、記載することを要しない。

6．「3．⑴①委託者等資産保全措置率」については、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

7．「3．⑵外国商品市場取引」及び「3．⑶店頭商品デリバティブ取引」については、金銭等にあっては、法第210条第1項第2号に掲げる財産をいい、有価証券等にあっては、施行規則第98条の3第4項に規定する有価証券等をいう。

8．「3．⑵外国商品市場取引」及び「3．⑶店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあっては、施行規則第98条の3第1項第1号の信託契約に基づく信託をいい、金銭信託にあっては、施行規則第98条の3第1項第2号ロの信託契約に基づく信託をいう。

9．「3．⑵外国商品市場取引」及び「3．⑶店頭商品デリバティブ取引」については、現金又は貯金にあっては通貨ごとに記載し、有価証券等にあってはその種類ごとに記載すること。なお、「内訳」の欄については、管理方法が「自己で管理」の場合にあっては、その管理場所を記載し、それ以外の場合にあっては、預金等の相手方の商号又は名称及び当該相手方ごとの作成日残高を記載すること。

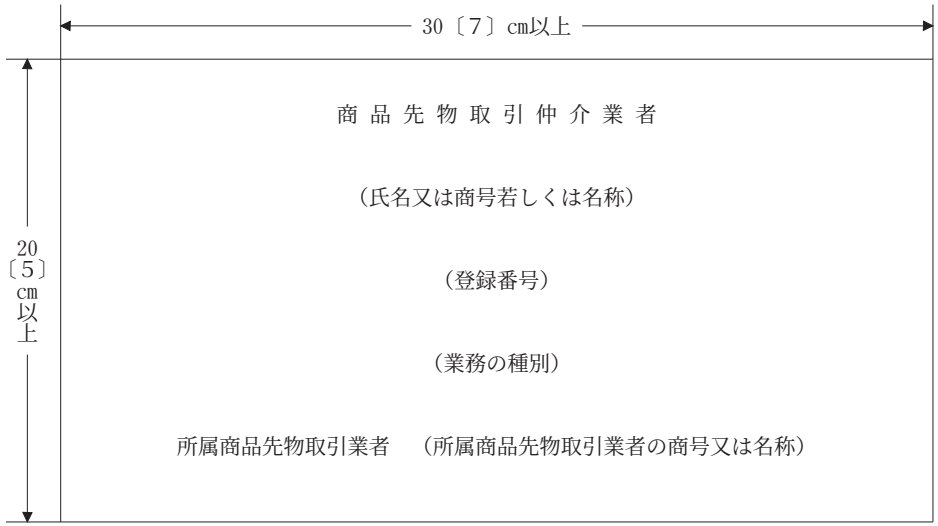
10．「4．取引の状況」については、商品市場における取引の状況にあっては、商品取引所別及び上場商品構成物品又は上場商品指数の種類別に取引数量を掲載すること。なお、取引所の会員たる商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。

11．「4．取引の状況」については、外国商品市場取引の状況にあっては、外国商品市場開設者別及び上場商品構成物品又は上場商品指数に相当するものの種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。また、取引所の会員たる商品先物取引業者において、「委託」の欄の記載にあたり、外国商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。

12．「4．取引の状況」については、店頭商品デリバティブ取引の状況にあっては、店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数（商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。）の種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。

13．「4．取引の状況」については、「委託者等数」の欄に、報告対象月の末日における商品取引契約を締結してる者の数を記載することとし、「うち取引実績委託者等」の欄に、報告対象月の末日における決済の結了していない取引を行っている者の数を記載すること。

様式第十三号（第126条の6関係）



（記載上の注意）

1．〔　〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。

2．業務の種別については、法第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。